

**平成19年 第2回
教育委員会臨時会会議録**

平成19年2月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2233号

平成19年第2回臨時会

日 時 平成19年2月27日（火） 午前10時4分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長
委 員
教 育 長
委 員
委 員

五味原 康
小 島 洋 祐
高 橋 良 祐
横 矢 真 理
澤 孝一郎

「欠席委員」

な し

「説明のため出席した事務局職員」

参事（庶務課長事務取扱）
教育政策担当課長
学 務 課 長
生涯学習推進課長
図書・文化財課長
指 導 室 長

小 池 真喜夫
堀 二三雄
安 部 典 子
佐 藤 國 治
宮 内 光 雄
藤 井 千恵子

「書 記」

庶務課庶務係長
庶務課庶務係主事

阿 部 祥 子
荒 川 正 行

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 特別支援教育の取り組みについて
- 2 特別支援教育（副籍制度）の実施について
- 3 平成19年4月入学予定者について
- 4 インフルエンザ様疾患による臨時休業等について
- 5 平成19年度給食調理業務委託について
- 6 平成19年度入学式「お祝いのことば」について
- 7 その他

第2 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

- (1) 学校教育の環境整備について
- (2) 社会教育の施策について

第3 審議事項

- 1 議案第5号 港区立学校に勤務する講師に関する規則の一部改正について

「開 会」

○五味原委員長 ただいまから平成19年第2回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

なお、次長は所用のため、本日は欠席です。

(午前10時04分)

「会議録署名委員」

○五味原委員長 本日の署名委員は、高橋委員、よろしくお願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 特別支援教育の取り組みについて

○五味原委員長 それでは早速日程に入ります。

日程第1、教育長報告事項。

特別支援教育推進の取り組みについて、教育政策担当課長。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

特別支援教育の取り組みについて、資料に基づいてご説明させていただきます。

国では、この4月から特別支援教育の専管を図るということで制度改正を実施します。このことにつきまして、国の動向、港区における課題、それからこれまでの取り組みについて説明させていただきます。

まず最初に、1番の特別支援教育の概念でございます。4月から特別支援教育の概念について再整備されます。近年のノーマライゼーションの進展に対応し、従来の心身障害学級、これは従来、盲・ろう・養護学校での教育、それから固定学級での心障学級、それから通級学級等で対象にしていた子どものほかに、さらにLD（学習障害）、それからADHD（注意欠陥／多動性障害）と言われる軽度発達障害を含めた障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難に対し、必要な支援を行うものでございます。

発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、これまで法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされてきませんでした。加えて、発達障害に関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分で、支援体制が整っておりませんでした。そのために家族は地域での支援がなく、大きな不安を抱えておりました。

それでは、この概念につきまして、ページ7、ページ10をご覧ください。ページ7は東京都の特別支援教育の中間のまとめを抜粋した資料でございます。それに基づいて、10ページに概念図が載っておりますので、そちらをご覧ください。

10ページの下段の方、特別支援教育の対象の概念図でございます。東京都の例でございますけれども、左側が障害の程度が軽くなっており、右に進むに従って、障害の程度が重くなってございます。先ほど申し上げましたが、特別支援教育の真ん中のところに点線が引かれておりますが、その左の部分が新たに対象として加わるLD、ADHD、高機能自閉症等でございます。4月からは、

こちらの新たな対象者も加えて特別支援教育として転換が図られるものでございます。

右側、従来の心身障害教育、一般には特殊教育と言われるものですが、心身障害学級、これについては、東京でいえば、通常の学級に心身障害学級を設置して、その中で通級制の学級もございましたし、固定制の学級もございました。その中で固定制であれば、知的障害、情緒障害、肢体不自由児等の対象の子どもを教育していました。右側に移りまして、都立でございますけれども、盲・ろう・養護学校、こちらの方では視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由児、病弱、比較的重度のお子さんを対象とした心身障害教育を実施していたものでございますが、4月からは軽度重度にかかわらず、全体を特別支援教育の体系に位置づけて、個々の子ども一人ひとりに合った教育的ニーズを把握してその支援を進めるというものでございます。

それでは、資料1ページにお戻りください。2番目の特別な教育的支援が必要な児童・生徒でございます。

東京都の調査によりますと、(1)でございますが、心身障害教育の対象の児童・生徒の割合でございますけれども、小・中学校の心身障害学級、それから盲・ろう・養護学校に該当するお子さんで、全体の約1.2%が在籍していると調査結果は出ております。

それから(2)小・中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒の割合でございます。これは先ほど申し上げました発達障害を含めた軽度の障害の割合ですが、東京都全体で4.4%と出ております。

発達障害の人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間でございました。それから、先ほど申し上げましたが、発達障害に関する専門家が少なく、地域における関係者の連携も不十分で、支援体制も十分ではありませんでした。

続きまして3番、国及び東京都の取り組みでございます。

(1)学校教育法の一部が昨年6月15日に改正されました。この概要については、大きく二つの制度改正がございました。資料の8ページ、9ページをご覧ください。

まず1点目が、図の下段の方ですが、8ページ、盲・ろう・養護学校制度の見直しでございます。これまでは、盲・ろう・養護学校は、それぞれ縦割りで別々の教員の免許状が必要でそれぞれ個別に教育していたものが、今後はこの法改正によりまして、障害種別を超えた特別支援学校を創設し、併せて免許制度の総合化を図るということで、免許が一本化されます。学校についても、今後は特別支援学校と名称変更がされます。

今後、この特別支援学校は、従来の養護学校と単独して教育するのではなくて、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うという形で位置づけられます。

まとめますと、今後は盲学校、ろう学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化すること。それから地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと。それから3点目が、教員の免許状が、従来それぞれの免許状であったものが、特別支援学校の教員免許状として一本化されることが主な改正点でございます。

それから右側9ページをご覧ください。通常の小・中学校における制度改正の見直しでございます。現在は通常の学校に、通常の学級のほかに特殊学級ということ、東京都の場合は心身障害学級

と言いますけれども、そういった編成をしており、そこには従来LD、ADHDという形では含んでおりませんでした。実態は在籍していましたが、法制度としては含んでおりませんでした。今後はそういったLD、ADHDの軽度発達障害も含めた形での現行制度の弾力化を図るものでございます。特殊学級は今後は特別支援学級と名称変更され、そこで通常学級との相互交流が図られます。また、通級の指導の対象等も加えられますので、必要に応じて、ADHDの対象の方についても通級学級での指導が可能となるものでございます。

ちなみに下段の方ですが、将来構想として、国は特別支援教室の制度も検討中ということでございます。特別支援教室というのは、従来の固定的な指導ではなくて、ある意味、取り出し教育も視野に入れた将来構想でございます。こちらの方が将来構想ということで、いつまでということで年次は区切られておりません。

それでは1枚目に戻っていただいて、国のこれまでの取り組みですが、(2)平成16年11月には、東京都特別支援教育推進計画」が策定されました。それから平成18年12月、東京都において、特別支援教育推進のためのガイドライン、それから先ほどご覧いただきました特別支援教育改正の中間のまとめが策定され、平成19年3月には最終報告が出される予定でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。港区における特別支援教育の現状と課題でございます。

4月以降、新しく特別支援教育体制に移りますが、その中で港区における現状と課題でございます。

(1)心身障害学級の設置状況、児童・生徒の状況ですが、恐縮ですが5ページをご覧ください。こちらは心身障害学級児童・生徒、学級数の一覧でございます。一番上が固定学級に在籍する児童数の内訳でございます。小学校が青山小学校、赤羽小学校、本村小学校が知的障害学級、港南小学校が肢体不自由学級でございます。中学校が六本木中学校が知的障害、青山中学校も知的障害、それから港南中学校が肢体不自由の学級でございます。それから通級学級。通級学級というのは、設置校に通うという制度でございまして、そこに子どもがいるということではございません。御成門小学校は言語障害の通級学級がございまして。それから聴覚障害学級もございまして。東町小学校は情緒障害学級でございます。以上が心身障害学級の児童・生徒数、学級数の内訳でございます。

恐縮ですが、また2ページをご覧ください。(2)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の状況でございますが、これは現在は診断、判断が難しいという状況にございますが、国はおおむね大体全児童・生徒数の6.3%いるのではないかと。東京都は先ほどデータをお示しましたが、約4.4%、その差が2%あるということで、その判断自体も国、都によって違うという状況にございます。

それから(3)今後の心身障害学級の方向性、これについては後ほど説明しますが、区としてもその取り組みについて積極的に今後は検討していかなければいけないと課題認識をしております。

(4)学校体制の整備に関する課題でございます。既に区としても先取りをして取り組んでいる内容もございます。そうしたものを①から⑦まで列記してございます。また今後についてもその内容について検証し、さらに充実していかなければいけないと課題認識をしております。

(5) NPOとの協働事業でございます。以前の委員会の方でもご説明しておりますけれども、港区は軽度発達障害児を対象としてNPOと協働で学習支援の派遣事業を実施しております。この派遣体制については、今後現状のままではなくて、よりいい方向ということで再度検討しなければいけないと考えております。また学習支援員の養成講座の充実につきましても、現在年2回NPOに依頼して、支援員の養成をしておりますけれども、支援員の質の向上という観点から、今後養成講座の充実を図らなければいけないと考えております。

参考までに4ページをご覧ください。4ページの方に平成18年度の1月末までの実績を載せてございます。上段の方が学習支援員の派遣、それから下段が個別支援室の相談事業でございます。上段の学習支援員の派遣の実績でございますが、年度当初は少なかったものの、年度後半に至りまして今のところ安定した実績を示しております。また個別支援室の相談事業でございますが、こちらは浜松町にあります子ども家庭支援センター内に個別支援室を設置しております。その中での実績でございます。

なお、先ほど申し上げました養成講座の受講者数、一番下の方に記載してございますが、平成18年度2回実施しましたが、8月から9月に実施した中での受講者は34人受講しております。また年が明けて、平成19年1月から実施しました養成講座では35人が受講しております。

それではまた2ページに戻っていただきたいと思います。(6)特別支援教室の設置検討について。これは先ほど申し上げましたが、国が将来構想として考えているものでございますが、こちらについても区として検討課題なのかと認識してございます。

それから(7)特別支援校との連携について。これは4月から名称変更になるものですが、従来の盲・ろう・養護学校ですが、そちらとの連携ということも今後は今まで以上に積極的に図らなければいけないと考えております。

それからそうした盲・ろう・養護学校の港区民の在籍状況でございますが、6ページをご覧ください。こちらは都立の養護学校、それから盲・ろう学校の港区民の在籍状況でございます。知的養護学校としては港養護学校、私立の愛育養護学校。肢体不自由養護学校としては、都立の光明養護学校、城南養護学校。それからろう学校としては、都立大塚学校の品川分室がございまして。

それからその表の下の方に副籍ということで書かせていただいておりますが、副籍については、後ほど学務課長の方で詳細についてご説明しますが、簡単に申し上げますと、都立特別支援学校の小・中学部に在籍し、原則として希望する児童・生徒全員が居住する地域の区市町村立小学校に副次的な籍(副籍)を持ち、直接的な交流、例えば学校、地域行事における交流、教科などの学習交流などや、間接的な交流、例えば学校、学級だよりの交換などを通じて、居住する地域とのつながりの維持、継続を図る制度でございます。こちらに、副籍制度についても、今後東京都では連携強化をするというような計画でございます。

それではまたもとに戻っていただきまして、(8)小・中学校就学に際しての仕組みでございます。港区では現在小学校1年入学前の秋に、就学時健康診断を実施しております。それからその中で障害のあるお子さんについては就学相談を受け、就学指導委員会等でその指導にあたっているところでございます。それから今後は小・中学校だけではなくて、就学前の幼稚園、さらには保育園等も

かわりますが、そういった就学前の教育との関係も必要だというふうに考えております。それから保護者に対する啓発活動も今後は積極的にしていかなければいけないということでございます。さらに大学等の専門機関との連携も必要でございます。

それでは3ページをご覧ください。港区の取り組みでございます。

平成16年9月に、港区特別支援教育推進委員会を設置しました。委員としては医師・学識経験者・区立学校長・区立幼稚園長・心身障害学級担当教諭・事務局各課長等を交え検討してきました。

主な検討事項でございますけれども、①港区における今後の特別支援教育の基本的な考え方に関すること、それから特別支援教育の推進体制の検討・推進の課題解決に関すること等でございます。これについては特に報告書をまとめるという形式ではなく、さまざまな議題について自由に議論してきたということでございます。

今後、来年度につきましては、特別支援教育のあり方、特別支援教育についての基本的な枠組みについて半年程度で検討し、その後来年度の後半には、港区としての特別支援教育推進計画を策定する予定でございます。委員会としては月1回程度開催し、小委員会を設けたり、また保護者やNPOに意見を聞く機会を設けたいと考えております。

(2)でございます。現在行っている区立学校での取り組みです。①専門家による各学校への巡回相談の実施、それから校内委員会の立ち上げ、各学校における担当教諭の指名・養成、それから特別支援教育研修会の実施、学習支援員の派遣でございます。

それから(3)としまして、先ほどご説明しましたが、行政とNPOとの協働事業により、平成17年度から下記事業を実施しております、個別支援室の開設が平成17年10月から、それから学習支援員の養成講座は今年度平成18年度から年2回、大体1回当たり30人程度を2回実施しているものでございます。

それから平成18年度から新たに下記事業について、NPOの委託により実施をしております。相談業務、それから区立学校への派遣事業でございます。説明は以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの説明につきまして、いかがでございますか。ご質問等ございましたらどうぞ。

○小島委員 特別支援教育の分野については、勉強が不足していると思います。やはりこういうお子さんにできる限りの教育の機会と指導をしてあげるとというのが民主国家、文化国家の責務ということで、今まで以上にできるだけ多くのことをしてあげたいという気はするのです。そういう観点からすると、今回のこういうきめ細かな施策をするということは大変いいことなので、港区の教育委員会においてもできる限り充実するよう、希望として述べさせていただきます。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

○横矢委員 2ページの(8)小・中学校就学に際しての健康診断のところなのですが、ADHDとかLDというのは、どこで見出すのかというのが気になるのですけれども、この検診ではその部分も触れるような、何か新しい検診というのが含まれるのでしょうか。

○学務課長 就学時健診を教育委員会ではやらなくてはいいけませんので、小学校に入学するお子さんすべてに対してそこで健康診断を実施します。その中で実施する項目が決まっています、児童

面談というものをやっているのです。内科、眼科、耳鼻科という検査をやりますけれども、それ以外に児童面談をやっているという部分で知能検査をやっています。そこでの様子と、親子面談と言いまして、その後学校から、これは学校管理職の面接なのですけれども、一人ひとりの状況を見て対応していくことになります。

○横矢委員 途中で、小学校に通い出してからやはり何かおかしいというふうになってきたときに、親御さんが拒否をする、「うちは違う」というような形で拒否をするという例も聞いているのですけれども、そういったものに対してどういうふうなサポートをしていかれるかというのと、この相談員の方とかが何か自分の方からアピールするとかそういう形をとられるのでしょうか。

○学務課長 入学した後、やはりお子さんの様子がと、そういう場合も往々にしてあるのですけれども、まずは担任が気づきますよね。やはり保護者の方に学校の様子をまずお話をしてみる。保護者の方で、保護者自身でも対応を考えられる場合もありますけれども、そうでない場合は、やはり特別支援アドバイザーなり、スクールカウンセラーの方々にも様子を見ていただき、学校内でどういったサポート体制が必要か。教育にあたってどういった支援が必要かという部分を考えて対応していくというのが学校内の対応です。

それに応じて、学習支援員が必要ならば、保護者との同意を得る中で学習支援員を派遣できるかどうかを検討してやっているということです。

○横矢委員 保護者の同意というのが必要になるのですか。

○学務課長 やはりこういう特別な支援をしていくにあたって、保護者の協力が無いとうまくはいかないと思います。ですから保護者の同意が得られるように努力していくというのは必要かと思います。

○横矢委員 とても重要なことだと思うのですが、ちょっと難しい部分もあるのかという気がする部分かなと思いましたので、ぜひ子どもをうまく救っていただきたいと思います。

○教育政策担当課長 障害の種別にもよりますけれども、先ほど申し上げました軽度発達障害の子、例えばLDとかADHDのお子さんが通常の学級にいらっしゃる場合については、もちろん保護者から直接個別相談室へ相談がある場合もございます。また、教師の方が気づいて、保護者に相談に行ってくださいという場合もあります。教師の方からダイレクトにこちらの方に相談がある場合もございます。そうした場合に、保護者の方が納得をした場合については、学校と協議をして、先ほど言いましたように学習支援員を派遣する制度がございます。もちろん、保護者が拒否した場合には、基本的にはそういった形で支援員を派遣するということはできませんので、それについては今後の課題と認識しております。

○教育長 この特別支援教育という考え方がそもそも出てきたのは、今の横矢委員の話の課題なのです。つまり、今までは学校任せ、担任任せという現状があったということです。ですから今のこの特別支援アドバイザーであるとか、あるいは特別支援のそういう部屋とか、相談する場所とか、あるいは特別支援相談員の派遣とか、こういうことは一切なかったわけです。特に軽度発達障害と言われるお子さん、学習障害のお子さん、そういうお子さんに対するその支援がなかったということでこういう考え方が出てきた。後でまた少し話をしてもらおうかと思ったのは、港区としてはど

ういうことを他の地域に先駆けてやっているのかということを少し説明してもらってもっといいと思います。

○教育政策担当課長 他区に先駆けてということでございますが、先ほど出ました学習支援員でございますけれども、これは基本的に他区にはない制度でございます。港区の方が、この軽度発達障害、LDとかADHDが通常の学級に相当程度いるということで、その支援ということで先駆けてこの制度をつくったものでございます。

実態としては、NPOと協働でまず支援の支援員を養成するというので、先ほど申し上げましたけれども、養成講座を年2回実施して、それで大体30名程度支援員の養成をし、学校とそれからまた保護者にも相談する中で、就業時間とか曜日等について協議をして、支援員を派遣しているものでございます。実績については、先ほどお示ししましたけれども、時間実数としては一月あたり2,000強の時間数を実績として派遣しております。

それから個別支援室の相談業務。これについても他区には見られない制度でございますけれども、NPOと協働して、保護者の相談にのってもらう。保護者だけではなくて、教員等も必要があればそちらに行って、こういった軽度発達に関する相談を受け、そしてそれを学校に持ち帰って、教育に生かしているというような制度でございます。

○横矢委員 その学習支援員なのですけれども、この方々は港区において何か資格というか、この講座を受けた方が資格をとられて派遣をされる、登録をされるということなのでしょうか。

もともと何か資質のあるというか、何か教職をとっていらっしゃる方とか、そういったことがあるのですか。年に2回の講習だけでOKになるということの意味がちょっとよくわからない気がするんですけども。

○教育政策担当課長 委員ご指摘のとおり、この支援員の制度については、国のそういった正式な資格制度はございません。あくまで区の方で1回あたり14日間、研修を受けていただいて、そういう人を支援員として、こちらとしてはある意味で認定して、その方を派遣しているというのが実態でございます。

先ほど申し上げましたように、基本的に資格等が必要ございません。ただ一般にはそういった養成講座を受講する方々は、大学でそういった心理を勉強したとか、それから学校教育について興味関心を持っているという方が多いのかと今のところは見ております。

今後については、委員ご指摘のとおり、質の向上ということについては検討課題と認識しております。

○教育長 補足しますけれども、年2回という、その2回という意味が全然違うので、前期と後期にという意味で30人。例えば前期の部分では14回の講座がある。その14回の講座は何時間ぐらいですか、半日程度だったですかね。1回あたり4時間、それが14回の回数をこなしてやる、それで養成するということなのですけれども、実際はそこで養成された支援員を実際に現場に派遣しても、すぐに戦力になってどんどんできるかというところはいかないのです。やはり教育とはそんなに簡単なものではない。一緒に担任の先生や学校といろいろな打ち合わせがあり、あるいは経験を積む中で、やはり支援員の質というのは向上してくる。

それからもう一つ課題なのは、それではもう派遣された支援員は勉強しなくていいのかという、そういう課題が一つあるので、一度派遣されてきた支援員を、もう一度例えば中級・上級などというものがあるのであれば、そういう質的な高まりをするような、養成講座というのも今後また考えなくてはならないのではないかと思います。

○横矢委員 非常に子ども、子どもによって、状況がすごく細かく違うというようなことも聞いていますので、随時質を高くしていただいて対応していただけるとうれしいと思います。

○五味原委員長 ほかにいかががでございますか。

○澤委員 今の教育長の話にもあるように、結構港区としてはこのために準備をしてきています。特にNPOに委託しているということで、今実績が出ているのは、この派遣校数というのは小・中学校含めてですか、14というのは。

○教育政策担当課長 含めてです。

○澤委員 それで、全体で支援が必要なお子さんが25名ということですか。25名というのが、大体そのぐらいの数が支援を必要とする軽度の発達障害の方で、それに対するサポートを、小島委員が言われているように今後どうするかということなのか。これはまだごく一部の数で、トータルとして、先ほど何か全体で4%というお話をいただきましたけれども、4%とすると25名では全然少ないので、この今の25名というのはどういう形で25名が出てきておるのか。もしこれが大きなグループのごく一部の数が25名だとすると、この25名のお子さんはどうして派遣員、支援が必要だということで浮かび上がったのか。今後はどのぐらいの数が予想されるのか。その辺をつかんでおられたらお話を伺いたいのです。

○教育政策担当課長 こういった支援員が必要とされるお子さんの人数というのは、国では大体6.3%、東京都では一般に4.4%ぐらいいると言われていています。この25という数でございまずけれども、こちらについては、支援員の派遣について、まず保護者の理解が得られた場合です。保護者によっては、うちの子どもにそういった支援員を張りつけるというのは、子どもの人権だとかいろいろな問題がありますので、つけてほしくないと言う保護者の方もたくさんいらっしゃいます。それから学校の担任にとりましても、教室の中に支援員という形で新たなマンパワーが入ってきますので、なかなか学級運営上必要ではないという先生、また学校長の判断もございまず。先生が対応できると判断されれば、支援員の派遣は必要ないということでございまず。

したがって、この25という数については、今のところ保護者それから学校の了解が得られて支援を受けられている人数でございまず、今後はまたこの認知が深まれば、この制度が非常に有効だということが保護者や学校に理解されればふえていくのかと。先ほど申し上げたように、マックスで言えば、国で言えば6.3%とか、都で言えば4.4%と言われていまず、それに近づかないまでも、一定程度ふえていく可能性はあるかと認識してございまず。

○澤委員 人間の成長の過程で、たまたま小学校、中学校の時期に何かの理由で学習意欲とか、それから学習の理解の深まり方が阻害されている。それは早ければ早いほど立ち直りは早いのです。それが高校、大学、我々みたいにもう60過ぎてしまったらもう手遅れで。ですから私が保護者の方にも知っていただきたいのは、そんなことを恥じることはなくて、そういうことが必要であれば、

こうやって支援する制度は、非常に有意義なことです。今までだったらほっておかれて、ちょっと遅れているとか何とかという程度で済まされてしまうところが、やはりこういう制度ができて、個々に対応して教育を受けられる。しかし、日本の社会ではレッテルを貼られてしまうと、その子がもう大人になってもそのレッテルがついて回るのではないかという、そういう恐怖感みたいなものがある。それは社会が問題なのですけれども。本当はそういうことではなくて、こういう支援をしてあげた方が、正常のペースに戻る確率は、早ければ早いほど私は高いのではないかと考えております。

○横矢委員 戻るというよりは、その子、その子に合った教育の仕方というのがかなり違うようなので、それを小さいうちからやっていければよくて、それに気づくのがやはり小学校に入ったところなので、親にショックを与えないように、だけれどもうまくサポートしていただければすごくいいことだと思います。

○教育長 全くそのとおりだと思うのですが、ここである意味いろいろな障害を一緒に集めて論議しても仕方がないのです。例えば、学習障害と言った場合でも、その学習障害の中身が相当広いのです。視覚的に文字が本当にゆがんで見えてしまったり、破線のように見えてしまったり、あるいは逆さ文字に見えてしまったり、そういう障害がある。そういうことは、それに対応した教材を開発して、そしてそれに合った教材で学習させてあげるというそういう支援がある。あと聞こえ方、あるいは感じ方、そういう学習障害がある。あるいはもう一つはそうではなくて、軽度発達障害の中で、アスペルガー症候群のような障害とまた全然違うのです。ですから本当にその種別に合った適切な支援をしていくというのはかなり本当に難しい。だからこそ、そういう専門的な医学の面や、あるいは心理学の面や、教育学の面やそういったものを整えていく必要が本当にあるのだと思います。これは本当に大切な教育だと思います。

○指導室長 先ほどから話題になっている6.3%とか4.4%という数値につきましては、担任がそう思ったとか、そういうふうに見えたというそういうもので、そういう子は必ずその率にいるというのではなく、そういう傾向のあるお子さんや、そうと考えられるという、そういう国の調査も都の調査も同じ質問紙でやっているのですけれども、ですからその数字が余り、数字が一人歩きするということはいけないと思うのですが、それぞれの具体に即して、それぞれの自治体やっていくということでいいので、数字がそれだけいるというものではないということをちょっとご承知おきいただきたいと思います。

○小島委員 今まで各委員のおっしゃられたことはまさしくそのとおりだと思います。それとの関連で裏腹の問題として、やはりそれぞれの児童・生徒にどれだけ合った支援をしてあげられるのか、それが一番のポイントだと思います。そうすると、それぞれのお子さんが今教育長が言ったように、いろいろな障害、いろいろな問題があるわけですから、できる限りその範疇ごとに支援ができるような体制をこれからどうきめ細かくとっていけるかという問題になるのではないかと思います。

それとの関連で、ちょっとお聞きしたいのですが、10ページの一番下の図なのですが、図の左側が軽くて、右側が重いという障害の程度で分けていった場合に、小学校、中学校の普通の学校の中の通常学級でそういう支援教育をするというのと、通常の小学校、中学校の心身障害学級でそういう支援教育をするというのと、あと盲・ろう・養護学校、今後の特殊支援学校で支援するという、

場所的には三つありますよね、この図からいくと。そうすると、今言ったように、各グループがかなり明確に分かれていて、それに対応する支援教育をするのが一番効果があると思われるのですが、この図を見ると、盲・ろう・養護学校の中に視覚障害、聴覚障害、知的障害といろいろ出ているのですが、その左側の通常の小学校、中学校の心身障害学級にも同じ知的障害、それから肢体不自由児、病弱という全く同じのがあるのです。また心身障害学級の固定制、通級制、それから通常の学級のLD、ADHD。このLD、ADHDも通常の学級にもLD、ADHDがあるし、心身障害学級にもLD、ADHDがあると見ると、これは先ほど言ったように、小学校、中学校の通常の学級、それから心身障害学級、特別支援学校、きちんと分けているにもかかわらず、その対象者が何だかごちゃごちゃしてよくわからないのです。

そうすると、ここをどういうふうにきれいに整理して、きれいに整理するということはそういう範疇を明らかにして、それに対応する支援策を明解にするという問題になるわけですが、それがごちゃごちゃしてしまうとちょっとやりにくいと思うのです。そこら辺の問題は多分横矢委員とか澤委員、皆さんがいろいろなところで問題にしていた点につながると思います。そこら辺をもう少し研究して、どう分類していくのか、どこがどう分担するのかというのをもうちょっと議論しないと、きめ細かなというか、実りのあるというか、実のある支援教育にならないのではないかという気がするのですが。

○教育長 今のお話は極めて本当に難しいところなのです。つまり区分というのはなかなかできないという。この一番下のところを見て、これ障害の程度ということで、軽度から重度とこうなっています。ですけれども、その中でも、ではここからここまでではそういう意味でのランク的なことがあるのかと言われるとこれは極めて難しい。ですからやはり両方に在籍する、あるいはまたがるとかということが当然あるわけで、これは大まかなくくりと、この線がしっかりとした線ではなくて、あくまでも大まかなくくりという形で受け取った方がいいのではないかと思います。

人間というのは、そんなに区分けでも点数で点数化されるとかそういうことはなかなかこれは極めて困難なことで教育の難しいところだと思います。

○小島委員 確かに障害の程度からいくと、教育長のおっしゃるとおりなのですが、純粋に学問的に障害の程度に応じて分けてくれて、それで両方にまたがるのが難しい、だからどちらにするかという問題であれば、それは確かにそのとおりです。そうではなくて、純粋にそういう問題ではなくて、いろいろな人の思惑とかいろいろなものが含まれて、あっち行ったりこっち行ったりであると、どうも特別支援教育としてはよろしくないのではないかと。

○澤委員 それは私の理解では、やはり聴力とか目とかは測定すればわかるわけですよ、明らかに。ところが私の理解からLDとかADHDという軽度の方は一見健全なわけですよ。ただ学習とかそういうことに関して何かバリアがあって、ここのところはすごく複雑なのでしょう。何が原因なのか、そこがなかなかわからないので、今まではほっておかれたと言うとおかしいけれども、そこに光を当てるということが、今回一番メインなのかなと思います。だから私も特にこれは大事なことで、ほっておくと、もうそのまま知的に発達しないまま、極端なことを言えば、落ちこぼれみたいになる危険性がある。

○小島委員 行くのだけれども、そこでしっかりとその子に合った支援をやってあげる体制をどうやって教育委員会、保護者、地域の方とでそういう共通理解を得るかということが大事なのだと思うのです。

○五味原委員長 いかがでございますか。この問題は、非常に広うございますので、今日はまずはこの辺で。また改めてということではいかがでございますか。

2 特別支援教育（副籍制度）の実施について

○五味原委員長 それでは次に。特別支援教育（副籍制度）の実施について、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

先ほどの資料ナンバー1の特別支援教育の概要ともかかわってくる内容でございますが、副籍制度の実施についてということでございます。

副籍制度の概要でございますが、この制度は都立の特別支援学校、現行の盲・ろう・養護学校の小・中学部に在籍するお子さんが、居住する地域の小・中学校、これを地域指定校と申しておりますが、その地域指定校に副次的な籍を持って、直接的・間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続させていこうというものでございます。

これはノーマライゼーション社会の実現の方策の一つとして、都が独自に制度化したものでございます。東京都の方が副籍ということで実施するということを受けまして、23区を含め港区でもこの制度を設けていこうという方向で動いております。

2番目として、対象児童でございますが、都立の特別支援校に在籍するお子さんで、原則として副籍を希望しますという形で手を挙げられたお子さんを対象としていきます。

3番目、地域指定校ですが、制度の趣旨は居住する地域とのつながりというところを維持させていくということでございますので、原則として、お子さんが在籍する地域の学区域の学校にしていこうと考えております。副籍を置くお子さんにつきましては、4番になりますが、学務課で作成します学齢簿に副籍という印をつけた上で記載をしていくことになります。

5番目の副籍を設けたお子さんとの今後の交流、お子さんとその地域の学校との交流でございますが、当面は学校だよりなどの交換、こうした間接交流を通じた交流を実施していこうと思っております。

今後の交流内容につきましては、特別支援教育推進委員会の検討とか、各学校でのお子さんの実態を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

実施時期につきましては、本年4月1日からでございます。以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

○小島委員 この副籍制度とは非常にいい制度ですね。先ほど私が言いましたように、小・中学校、心身障害学級、それから特別支援学校の振り分けがなかなか難しい中において、こういう副籍制度によって、どちらかに難しいときにこういう制度があることによって、何か緩和されるような気がするのです。そうすると特別支援教育に行って、あと通常学級に副籍をとということですから、

そこで交流ができて、一般の生徒とも一緒に交流できるということなので非常にいいと思います。

これ心身障害学級と通常学級の交流というのは、どのようなことをやっておられるのですか。

○指導室長 学校の中に直接固定学級としてありますので、いろいろな日常的な交流や行事の交流を一緒にやっていますので、すべてのことに。

○五味原委員長 運動会なども。

○指導室長 もちろん学芸会、音楽会みんなやっております。

○五味原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

○教育長 当面は学校だより等の交換と言うのですけれども、これは本当に間接的な交流で交流とはいえないような交流なのですけれども、対象児童の保護者とか、あるいは在籍している学校、あるいは副籍している学校の先生たちとやはりしっかりと協議をして、そしてどういう交流が一番ふさわしいのかということをやったり一人ひとりに応じてしっかりと詰めて、そして実施していくことが大事だと思います。

実際、こういう交流はもう10年ぐらい前に試験的に行われていて、養護学校に在籍するお子さんが、地元の小・中学校に行って、週に一度、土曜日などがあったときに土曜日に来て、一緒に活動したり何かする、そういうことが実験的にはもう既に行われていたものをこういう制度化して、実際に一人ひとりにやっていきたいと思います。こういうことなので、これはもう積極的にやっていきたいとそういうものでございます。

○五味原委員長 大変いいことですね。

○小島委員 地域の子どもを地域で育てるというのが一つの目標でしたよね。そういう面からも非常にいいことですね。

○五味原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

3 平成19年4月入学予定者について

○五味原委員長 それでは、次に移らせていただきます。

平成19年4月入学予定者数について、学務課長。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。平成19年4月、今年の4月に入学を予定している小学校における人数の表でございます。中学校につきましては、今まだ作業中の部分がございますので、本日は小学校に限らせてのご報告になります。

上段の表が、昨年11月21日現在で、選択希望票を締め切った時点での各学校の数値でございます。下の表が、今年2月15日現在の選択希望の部分の繰り上げ終了後の数字となっております。右から2列目は昨年度の同時点での数字を入れておりますので、平成19年度との比較がしやすいかと思います。

下の表ですが、2月15日現在の数字でございますので、今後また少し転入・転出で、多少数字は動いてくる可能性はありますが、現時点ではこういう形になっているというものでございます。

全体としては、昨年度と小学校入学児童合計1,061名、今のところいますので、昨年度1,041名なので、20名増という状況にあるようでございます。以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

○小島委員 選択制で、補欠の順番がありましたね。あれはもう全部終わったのですか。

○学務課長 終わりました。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

○澤委員 小規模校も例えば東町小学校が、平成18年度10名だったのが今年度は16名です。神応小学校も、平成18年度が24名で今年度が27名ですから微増ですけれども、そういう意味では小規模校がふえているのはいいことだと思うのです。

ただそういう中では青山小学校が25名が17名ということで、今年度よりも来年度は大分減るというのが気になるのですけれども。

○五味原委員長 全体が。

○澤委員 学務課長、これ全体の20の増加、平成18年度の1,041名に対して1,061名の20名というのは、子どもの数が大体ふえているのですよね、今年度より平成19年度は港区の小学校1年対象者が。そのふえ方からすると20名というのはふえ方の割には少ない。

○学務課長 ちょっと手元にそこまでの資料がないです。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

○教育長 平成17年度までは900人ぐらいであって、昨年度久しぶりに1,000人台を超えたのではないかなと思うのですけれども、また1,000人で、今度1,100人に近づいている。それともう一つ芝浦アイランドも含めてですけれども、これから入居してくる港南地域のマンション、あるいは芝浦アイランド、芝浦地区もあるわけなのですが、その辺は学務課長どうですか、見通しとしては。

○学務課長 港南は3月入居したマンションが一つありますので、今港南小学校は88名でおさえていますけれども、ふえる可能性は十分にあると思って、入学希望の準備はしているところです。

○小島委員 3学級だ、港南は。すごい。

○学務課長 それであと芝浦ですが、芝浦は町開きが4月に入ってからということです。

○教育長 3月だね。

○学務課長 3月に入っているものもあるのですけれども、4月から入居のものもあるのです。なので、学校の方ではかなり最近見学者がふえていると、お問い合わせもふえているという状況がありますので、この辺は注意をして見守っているところです。それも一応どちらにしてもクラスがどういうふうになってもいいように学務課の方としては、教室増も用意をして準備しております。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

11月21日現在と2月15日で見ると、後ほどで結構ですけれども、白金小学校、青南小学校この2校。前年度に比べても特に2月15日のところで見ると、この辺は一度ゆっくりと分析して、何かしらこう見るべきでしょうということをいただければいいかと思います。

ほかによろしゅうございますか。ございませんか。

4 インフルエンザ様疾患による臨時休業等について

○五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

インフルエンザ様疾患による臨時休業等について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー４をご覧いただきたいと思います。インフルエンザ様疾患による臨時休業等報告書でございます。前回の教育委員会でもご報告を差し上げたのですが、今回また新たにということでご報告を差し上げたいと思います。

前回、高輪台小学校での始業時間繰り下げということでご報告差し上げましたが、今回はまた高輪台小学校で追加と言ってはあれなのですけれども、もう１回繰り下げ、始業時間繰り下げを行ったということでございます。１年２組です。

そのほか、今度は中学校の方で出ておりまして、高松中学校の１年生各クラスとも始業時間の繰り下げ１時間を行っているという状況にあります。その結果、下の集計表になるのですが、始業時間繰り下げが２校と、クラス数としては４校で、延べ７日実施しているという形になっております。以上です。

○五味原委員長 ただいまの説明については、いかがでございますか。

指導室長、ちょっと伺いたいのですが、こうやって繰り下げ授業をやりますよね。そうするとその時間だけ時間数が減りますよね。これはどうやって補てんするのですか。

○指導室長 多分補てんできることが難しいかと思っておりますので、授業時数減となると思います。ただ小学校については、かなり年間の授業時数はオーバーしているのですが、中学校は１年生ぐらいはまだ余裕があるのですが、３年ぐらいになりますとぎりぎりの授業時数なので、トータルすると例えば１時間、年間授業時数が減るという、そういう状況があります。

○五味原委員長 どこかで縮小して一応クリアするということですか。それともどこか飛ばすのですか。

○指導室長 飛ばすことはできませんので、少し詰めて勉強するということになると思います。

○横矢委員 伺っていると、ここは繰り下げ授業をやったところだけ出ているのですけれども、このほかの２年生と３年生はどうなのかなと、実際は休んでいる子とか、インフルエンザ様疾患の子の数が意外といたりするけれどもなっていないとか、そういうことがあるのではないかと感じてしまったのですけれども、そのあたりは出てきていないのでしょうか。

○学務課長 いないということは断言できないのですが、時間を繰り下げる程度のものではないというふうに学校が判断しているという状況なので、２年生３年生については大丈夫と学校が判断しているということになります。

○横矢委員 授業の数を減らすのが難しいということをかんがみ、これだったらいいかなというような判断が入ってきたりしているのかなとちょっと疑問に思っただけなのですけれども。

何で１年生ばかりこうなのだろうと。

○小島委員 休んだ生徒の数で自動的に決まるのでしょうか。

○横矢委員 でもこのインフルエンザ様疾患患者数というのが、インフルエンザみたいな子で学校に来ている子とかという、アバウトなところが入る。

○小島委員 欠席者だけ数えています。

○横矢委員 欠席者だけにしたら3人しか休んでないですよ。

○小島委員 3人で繰り下げてしまうの。本当だ。

○学務課長 要は学年全体ではやっているというところで、学校長の方が判断されたのではないかと思いますけれども、一応その学年において病気の勢いというものを学校の方で判断したとき、それに伴って措置をするということなのか。

○教育長 結局出席しているけれども熱をはかるのです、全体。熱はかると微熱がやはりある子が登校してきたりしているので、それがこの右側の数字なのです。小学校なども本当にそのとおりになってしまうのですけれども、かなり登校してから熱が上がってしまう子とか。それは総合的に学校だけで判断するのではなくて、校医さんとも相談をした結果の上、学務課の方に報告してくるということです。

○五味原委員長 よろしゅうございますか。

5 平成19年度給食調理業務委託について

○五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

平成19年度給食調理業務委託について、続いて学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、平成19年度の給食調理業務の委託についてということでご報告を差し上げたいと思います。今回これにつきまして、資料を用意しておりませんので、口頭でのご報告でお願いいたします。

まず、平成19年度から新たに給食と調理業務委託を開始する港陽中学校及び高松中学校の給食業者につきましては、一富士フードサービスという会社に決定いたしました。この決定にあたりましては、業者の選定委員会というものを設けまして、教育委員会事務局及び学校長、栄養士、調理師に入ってください、また学識経験者にも入っていただいた上で審査をし、決定したものでございます。その決定の結果、一富士フードサービスという会社になっております。

この会社につきましては、本社が大阪でございます。大阪でございましたが、23区内には事務所数が109カ所持っておりまして、23区内での従業員数は500名程度になっております。学校給食受託も11区ございまして、港区では初めての業者という形になるのですが、これまでに11区受けてきているということの実績がございます。受けている中で、小学校は15校、中学校は13カ所受けている状況にあります。

この業者の評価点といたしましては、もちろん安定的、継続的に業務ができるということ、給食に対する理解があるということと、安全性を重視しているということ。

この会社の特徴的な、内部品質監査の定期的実施、抜き打ち衛生検査をやっているといった点。またその検査後のフォローアップ体制があるということが評価されております。また給食・調理の技術についても審査をいたしました。実際につくっていただいて、みんなで試食をし、できばえを評価したのですけれども、これについても業者の中では一番よかったということでございます。この事業者につきましては大変評価が高く、内容面、価格面ともに1位ということで決定しております。

続きまして、ニコニコ高原学園の給食調理業務についても今回委託をすることとしております。委託業者でございますが、馬渕商事という会社に決定いたしました。これにつきましてもやはり選定委員会、選考委員会を設けまして、プレゼンテーションを受けた上で業者を決定していったものでございます。

会社概要でございますが、馬渕商事、これは中央区日本橋に本社がございます。ただ、箱根の方に支社を持っているというところがございます。従業員数は全体で1,000人程度おります。あと学校給食についても受託をしております。学校給食は42校で実施していると。そのほか、宿泊施設も受託しておりまして、ここも375カ所受託をしているところでございます。

この業者の評価された点というのは、まず箱根の高原学園の給食は学校給食という感じで提供しておりますので、学校給食の調理業務、学校給食に理解があるということと、そうした学校給食の調理業務の受託経験がある。そのほか保養所などの宿泊施設の受託経験もあるということ。それとお子さん方に対する給食の献立は学務課の方で立てるのですが、一般利用客に対する献立は業者の方をお願いすることを考えておりますので、そういった一般利用者に対する献立も妥当であったこと。それとやはり職員の確保体制がきちっとしているという点を評価しまして採用としました。以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

一富士ですか、それから馬渕商事。これは両方とも何軒ぐらいの応募があったのですか。

○学務課長 学校給食調理の方は14社ございました。ニコニコ学園は4社でございます。

○五味原委員長 何かございますか。

○澤委員 今回うちの区としては港陽中学校、高松中学校で、大所帯のところもお願いするという事で、結果として現状何社ぐらい入っているのですか。

○学務課長 今中学校は9校で実施しておりますが、会社数としては4社になります。スエヒロと富士産業、シダックスフードサービスと一富士フードサービスということになります。

○澤委員 いずれにしても今回はほかの3社も応募してきているのですか。だけれども、一富士フードさんが高い評価と。これは1回決まるとまたかえるということはあるのですか。

○学務課長 大体ほかの区の状況を見ていると、5年程度は固定をした上で、1年ではやはり人の確保という部分では業者としてはきつい面もありますので、よほどの失敗が限りは5年程度は継続します。

○澤委員 5年ぐらいで見直す。

○学務課長 学校長の評価を毎年いただいておりますけれども、その中で継続ということがあれば、5年は。その後やはり入れかえ戦ではないですけれども、もう一度最初から提案を受けて選考していく。これに関しましても、私どもの中でスエヒロがもうかなり長く16年とかやっている部分もございますので、そろそろそうした時期にありますので、私の方で基準をつくって見直しをかけていこうと思っております。

○五味原委員長 提案をもらうわけですね。ほかにございますか。よろしゅうございますか。

6 平成19年度入学式「お祝いのことば」について

○五味原委員長 それでは、次に移らせていただきます。

平成19年度入学式「お祝いのことば」について、指導室長。

○指導室長 お手元の資料ナンバー5をご覧ください。小学校の平成19年度の入学式、小学校、中学校、幼稚園と3枚つづってございます。今日初めてお手元にということでございますので、卒業式と同様に何かご意見等ございましたら、ご連絡いただいて修正等をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今週中ぐらいでいただければありがたいです。

○五味原委員長 それでは、これはそういうことでよろしゅうございますか。もし直すべきところがあれば、今週中にファックスなり。これは指導室でいいですね。

○指導室長 よろしく願いいたします。

○五味原委員長 指導室へよろしく願いいたします。目を通されて何かございましたか。

○小島委員 特にないです。

○教育長 よく読んでいただきたいと思います。

○五味原委員長 よろしゅうございますか。

第2 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○五味原委員長 それでは、次に移らせていただきます。ほかに何かございますか。何もございませんか。

日程第2、協議事項。

港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○五味原委員長 続いて、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日のところは、継続でお願いいたします。

○五味原委員長 それでは、この件につきましては、継続協議とさせていただきます。

(2) 社会教育の施策について

○五味原委員長 (2)の社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○五味原委員長 ほかに何かございますか。それではこの件につきましては、継続協議とさせていただきます。ほかに何かございますか。ございませんか。

第3 審議事項

1 議案第5号 港区立学校に勤務する講師に関する規則の一部改正について

○五味原委員長 日程第3、審議事項。

議案第5号、港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それではお手元の議案資料ナンバー1をご覧ください。議案第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

本規則は、港区が費用を負担し、任用する区費講師に関する規則において、東京都が費用を負担し、任用する都費講師に関する都立学校等に勤務する講師に関する規則に準じて制定されたものでございます。今回の改定は、都講師規則の一部改正に準じたもので、非常勤講師に関する第1種基礎報酬の一部改正を提案いたします。別表の資料の1ページ、1枚おめくりください。区費講師の規則における第1種基礎報酬の時間額は、都講師規則に準じ改正を行っています。

都講師規則は、平成19年1月1日施行で、常勤教員の給与改定に準じ、第1種基礎報酬の時間額を減額改定いたしました。3枚目のところをご覧くださいますと、新旧対照表となっておりますので、そちらの方が見やすいかと思います。

区費講師の規則につきましても、これに準じて、第1種基礎報酬の時間額と講師規則と同率で減額改定を提案いたします。

都は当初の勤労条件の変更となるため、事前に講師組合に内容を伝え、了解をとった上で、年度途中に規則改正を行いました。港区の場合は、東京都のように講師組合がございません。また減額改定は年度当初、来年度の初めからということでございますので、現在任用している講師に対して、事前に了解を求めるというものではございません。

平成19年度に任用を予定する講師に対しましては、改定後の報酬額を事前に提示した上で任用を行うことになります。具体的な改定額につきましては、経験区分、例えば1年未満ですと、現在1,920円が改正後は1,910円と各段階ごとに10円の減額ということになっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらよろしく。

○小島委員 区費講師の方たちが、支給額について何らかの不満を述べる機会等は設けられているのでしょうか。

○指導室長 特にそういう制度的なものは、今のところ設けてございません。

○小島委員 その他、支給額以外に勤務の条件なり、あるいはいろいろな悩みごとの相談とか、そういう区費講師に対する配慮を具現する何らかの制度はありますか。

○指導室長 すみません。そのようなものについては、今把握しておりません。

○教育長 それは区費講師にかかわらないと思います。結局その学校、その学校に所属するわけですから、その学校の管理職がさまざまな相談を受ける、こういうことになると思います。ただ、管理職に対する相談であれば、当然今度は指導室等に話がきます。それはセクハラ等々の問題についてもそういうことになっていきますので、そういう不満とかいろいろな相談があるのであれば、きちんと受ける、こういう体制になっているということでご理解いただければと思います。

○小島委員 区費講師の先生にもやはり我々の小学校、中学校の児童・生徒を一生懸命ご指導して

いただかなくてはいけないものですから、何らかのそういう点も配慮しなくてはいけないのかと思
いまして、質問しました。

○五味原委員長 この区費講師の1カ月の、時間にしたら約何時間あるのですか。

○指導室長 恐らく20時間、ものによっても違うと思うのですが、任用の形態とかが違ってお
りますので。

○五味原委員長 もちろんそうだけれども、トータルの時間。

○指導室長 20時間。上限が25時間。

○五味原委員長 全部の上限がありますよね。全体で今実際に区費講師として、年間でも月間でも
結構です。

○指導室長 年間の予算ですか。時間数。

○五味原委員長 時間でも何でもいいです。

○指導室長 ちょっとすみません。週20時間としても……。

○教育長 そうではなくて全体でしょう。

○五味原委員長 全体で。

○教育長 だからそれは調べなくてははいけません。

○指導室長 今手元にございませぬ。

○五味原委員長 実にこれ全部10円でしょう。都が変えたから、都の基準が変わったから変える
と言っているけれども、むしろ、これをやるためにそこら中の資料を全部変えて、即やる必要があ
るのかと。例えばトータルで10万時間あるよというのなら、10円かわるのだから100万円の
違いになるけれども、1,000時間しかないよというのに、1万円のためにこんなことやるかと。
民間的な発想でいきますとね。

○澤委員 それに関連して、小・中学校の場合、一般の専任の先生は都から給料をもらっているわ
けですから、区費講師だけ違うというのは基本的にはおかしいことになるのですけれども、区費講
師の場合、都が変えると変えなくてははいけないという原則があるのか、いや、それは区の自由で
すよということなのか。そこはどうなのですか、基本的な考え方として。

○指導室長 恐らく変えなくてはならないということはないと思います。

○澤委員 地方分権の権利からいくとね。

○五味原委員長 教職員です。

○指導室長 同じ学校の中には区の講師もいれば都の講師もいて、一つの学校にいろいろな方がい
らっしゃるので、一方はこうで一方はと、同じような職務をしている中で違うというのはいかがな
ものかというのがあります。

○五味原委員長 わかりました。

○澤委員 これから港区がいい先生を集めたいという話になると、考えてしまうではないですか。

○五味原委員長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

ないようでございますので、これより採決に入らせていただきます。

○指導室長 今時間を調べてもらいまして、フルでやって年間1,352時間。

○五味原委員長 わかりました。ありがとうございます。

議案第5号について、原案どおり可決することで異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 異議ないと認めます。議案第5号については、原案どおり可決することを決定いたします。

ほかに何かございますか。

「閉 会」

○五味原委員長 なければ、以上をもちまして、閉会といたします。

次回は3月13日火曜日午前10時を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前11時34分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 五味原 康

港区教育委員会委員 高橋 良祐